

標準旅行業約款（受注型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 则

（適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、その約款を定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法又は一般的に定められたる規定によります。
- 2 当社が前項の規定にかかわらず、その他の不利益にならない範囲で書面により特約を結んだときは、当社の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（契約の締結）

- 2 この約款（「受注型企画旅行」）は、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が通常受けとがけるべき運送又は宿泊のサービス並びに旅行者に当社が旅行者に当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 2 この約款（「国内旅行」）とは、本邦内の旅行をいいます。「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この「受注型企画旅行」は、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットなどの通話手段による申込みを受けた上で締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金又は債務は、当該債権又は債務が履行されるとともに消滅し、手形の場合は、当社が旅行者に従事する方法によって支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。
- 4 この「約款」（「受用料」）とは、旅行者は又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の預り又は手形債務を履行すべき日をいいます。

（旅行契約の内容）

- 3 第3条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供に着手することができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- （手配代行者）
- 4 第4条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

第2章 契約の締結

（企画書面の交付）

- 5 第5条 当社は、当社が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者の依頼があつたときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

- 2 当社は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料」といいます。）の額を示すことがあります。

- （契約の申込み）
- 6 第6条 前項第1条の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

- 2 第7条 第1項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録その他の事項を当社に提出しなければなりません。

- 3 第1項の申込書は、旅行代金（その内訳として企画料が明示された企画料を含みます。）又は取扱料金等は必ず途次の一部として取り扱います。

- 4 受注型企画旅行の企画に際し、特別な考慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出してくださいとのとき、当社は可能な範囲内に応じています。

- 5 第7条の規定に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担となります。

（契約締結の拒否）

- 7 第7条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- （1）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある。

- （2）通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが効力である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

- （3）旅行者が、暴行・暴語・暴力・暴力団構成員、暴力團關係者、暴力團關係企業又は総会員等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

- （4）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動等くは暴力を用いて為されらるる行為を行ったとき。

- （5）旅行者が、当社の取扱料金等の取扱いに用ひて当社に損害を及ぼす行為を假想し若しくは当社の業務の運営を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

- （6）その他の当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

- 8 第8条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込金を整理したときに成立するものとします。

- 2 通例、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到着した時に成立するものとします。

（契約書面の交付）

- 9 第9条 当社は、前項の定めに依る契約の成立後速やかに、旅行者、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

- 2 当社は、第5条第3項の企画書面において企画料の金額を明示した場合は、当該金額を前項の契約書面において記載します。

- 3 第5条の企画書面に記載により手配し取扱料金を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第5条の企画書面に記載することになります。

（確定書面）

- 10 第10条 前項第1条の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名前を記載できない場合には、当該契約書面により法律上予定の宿泊機関及び旅行計画に重要な宿泊機関の名前を記載して列記した上で、当該契約書面交付の日、旅行開始前の前日（旅行開始日の翌日）に旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済された場合に限り、旅行代金等が確定された場合は、第5条の規定により旅行代金等が減額された場合又は第5条の規定により受注型企画旅行契約が解除された場合には、旅行者に対する払い戻し算定日より起算して7日以内に、減額又は解除は旅行開始後の解約による払戻し算定日より起算して30日以内に旅行者に返却する旨の規定を適用します。

- 2 前項の規定において、手配代行の権限を有する旅行者が、当社に提出した取扱料金等の取扱いに係る書類は、旅行開始日の翌日より手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、これらの確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 2 前項の規定において、手配代行の権限を有する旅行者が、当社に提出した取扱料金等の取扱いに係る書類は、旅行開始日の翌日より手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、これらの確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 3 第1項の確定書面に付与した場合は、前項第3項の規定により手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載したところに記載されます。

（確定書面の交付方法）

- 11 第10条 当社は、旅行者に旅券を貰得して、受注型企画旅行契約を締結しようとするとき、旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

- 2 当社は、可能限り旅行者の便の上に応じて、旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 3 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 4 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 5 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 6 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 7 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 8 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 9 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 10 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 11 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 12 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 13 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 14 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 15 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 16 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 17 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 18 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 19 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 20 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 21 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 22 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 23 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 24 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 25 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 26 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 27 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 28 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 29 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 30 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 31 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 32 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 33 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 34 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 35 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 36 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 37 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 38 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 39 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 40 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 41 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 42 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 43 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 44 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 45 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 46 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 47 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 48 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 49 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 50 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 51 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 52 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 53 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 54 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 55 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 56 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 57 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 58 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 59 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 60 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 61 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 62 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 63 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 64 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 65 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 66 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 67 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 68 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 69 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 70 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 71 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 72 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 73 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 74 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 75 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 76 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 77 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

- 78 第1項の確定書面に付与した場合は、当社が手配代行の権限を有する旅行者に付与されるまでに、確定書面を記載した書面（以下「確定書面

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 则

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款を定めた事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒約又は取扱を行うことにより旅行者に運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配することを引き受けた契約をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の費用及び当社所定の旅行業者取扱料金（変更手続料金及取消手続料金を除きます）をいいます。

4 この部で「通信契約」とは、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電子・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段によるものを受け取ることで、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務を、当該債務又は債務が履行されるべき旨に以降に定められた手配会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ手配旅行代金等の第16条第2項又は第5項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この約款で「カード利用料」とは、旅行者は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払額には払戻権を履行すべき日をいいます。

（手配債務の終了）

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づき当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかた場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業者取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用料は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかた旨、旅行者に通知した日とします。

（手配旅行者）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内外又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼して行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別定する額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通航契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかる申込番号及び依頼しうるとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取扱います。

（契約書類の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 通信契約を締結しようとする場合にあって、旅行者の有するレジットカードが無効である場合、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないとき。

(2) 旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力を認める認められるとき。

(3) 旅行者が、当社に対する暴力的攻撃行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) 旅行者が、風説を流布し、偽造を用い若しくは威力を用いて当社の信譽を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。

(5) その他の当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通航契約は、前項の規定にかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書類の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

（乗車券及び宿泊券等の特別）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金等と引換えられ当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約書類）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項の契約書面を交付した場合において、当該契約書面に記載する手配旅行契約により手配する義務を負う場合は、当該契約書面に記載するところによります。

（情報通信の技術を利用する方法）

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記した書面（以下「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記載されたことを確認します。

2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当社の旅行者用に作成するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の旅行者の求めに応じて手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す前に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金及び支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に負担するものとします。

（旅行者の責に帰するべき事由による解約）

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていた旅行サービスの対象として、又はいま提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（旅行者の責に帰するべき事由による解約）

第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が所定の期日前までに旅行代金を支払わないととき。

(2) 通信契約を締結した場合にあって、旅行者の有するレジットカードが無効になる等、旅行者の旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなつたとき。

3 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対象として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（当社の責に帰するべき事由による解約）

第15条 旅行者は、当社の書面に記載すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対象として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（当社の責に帰するべき事由による解約）

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償請求の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わ

なければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の旅券への旅行者の署名として旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用料は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前にあって、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変更をした場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に通知します。

5 当社は、旅行者が通信契約を締結した場合にあって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の旅券への旅行者の署名をして該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用料は、当社が旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により該書面に記載すべき事項（以下この中のにおいて「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者が該書面を記載し、旅行者が記載事項を認識したことを確認します。

7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を認識したことを確認します。

（守秘義務）

第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたしました。

（旅行者の義務）

第6条 旅行者は、当社が定める期日前までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

2 旅行者は、当社が定める期日前までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

3 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在日外国公使館その他の手に、手数料、査証料、査証料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければなりません。

4 受託業務を行うに当たって、郵便、交通費その他の費用が発生したときは、旅行者は、当社が定める期日前までに当社に支払わなければなりません。

（記載料の精算）

第17条 当社は、当社が旅行サービスを手配するにあたり、運送・宿泊機関等に対して支払った手配料金の返却に係る料金（以下「精算旅行代金」といいます。）を算出代金として既に收受した金額とが合致しない場合はにおいて、旅行終了後、次回及び第3回に定めることにより旅行者に支払すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。

2 精算旅行代金が既に旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。

3 精算旅行代金が既に旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を支払わなければなりません。

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

第18条 当社は、同じ行程同時に旅行する旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込み手配旅行契約の締結については、本規の規定を適用します。

（契約責任者の特則）

第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループを構成する旅行業務に關する権限を有する（以下「団体の責任」といいます。）。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務について、その責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選出した構成者が契約責任者とみなします。

（契約責任者の特則）

第20条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することができます。

2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社が、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が該書面に交付した時に成立するものとします。

（構成者の変更）

第21条 当社は、契約責任者から構成者の変更申出があったときは、可能な限りこれに応じます。

2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に賦与するものとします。

（構成者の変更の特則）

第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループの行動を行なうための必要な業務とします。

3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。

4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第6章 責 應

（当社の責任）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社が第4条の規定に基づいて手配を行なった者（以下「手配旅行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社が手配を行なったときには限りません。

2 旅行者が天災地獄、戦乱、暴動、遅延、宿泊機関等の運行サービス提供の中断・中止、官公署の命令その他の当社又は手配旅行者の手配を行なうべき事由により損害を受けたときは、当社が前項の規定にかかわらず、その損害を賠償する場合を除きます。

3 当社は、手荷物について手配旅行者に記載した書面に記載してある15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。（旅費の責任）

第24条 旅行者の事故又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2 旅行者は、手配旅行契約を締結する際に当社から提供された情報を活用し、旅行者の行動について細胞するよう努めなければなりません。

3 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受けるため、万が一誤解や誤認等の原因で受け取ったと誤認したときは、旅行者において速やかに誤解を解かなければなりません。

4 当社は、旅行者に手配旅行契約に記載した手配旅行者と連絡を取るときは、当社が契約を締結した旅行者とします。

（旅費の責任）

第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シャスタビル10F）の会員になっております。

2 当社と並び旅行契約を締結した旅行者は、その取引によって生じた債権に關し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から100万円に達するまで支拂うことを約束します。

3 当社は、旅行業者第49条第1項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金を納付をしておりますので、同法第7条第1項に基づき當業者保証金は供託しておりません。

（当社の責任）

第26条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して6月以内に当社が手配を行なったときには限りません。

2 当社は、当社が作成した旅行の書面に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保證するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかつたとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（記約の解消）

第27条 本約款に規定の手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対象として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を支払うほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（旅行者の責に帰するべき事由による解約）

第28条 旅行者は、当社の書面に記載すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対象として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を支払うほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

（旅行者の責に帰するべき事由による解約）

第29条 旅行者の当社に対する損害賠償請求の請求を妨げるものではありません。

（他の当社の業務上の都合があるとき）

5 他の当社の業務代行事業の成立後速やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受けた代行業務（以下「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、渡航手続代行契約により特約を記載した書面を交付します。

6 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により該書面に記載すべき事項（以下この中のにおいて「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者が該書面を記載し、旅行者が記載事項を認識したことを確認します。

7 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を認識したことを確認します。

（守秘義務）

第5条 当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたしました。

（旅行者の義務）

第6条 旅行者は、当社が定める期日前までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

2 旅行者は、当社が定める期日前までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物（以下「渡航手続書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。

3 当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在日外国公使館その他の手に、手数料、査証料、査証料その他の料金（以下「査証料等」といいます。）を支払わなければなりません。

4 受託業務を行うに当たって、郵便、交通費その他の費用が発生したときは、旅行者は、当社が定める期日前までに当社に支払わなければなりません。

（記約の解消）

第7条 旅行者は、当社が定める期日前までに、受託業務に必要な書類を記載し、旅行者が記載事項を認識したことを確認します。

（旅行相談契約の定義）

第8条 旅行者は、当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法令に定めず、かつ、旅行者に不適にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（旅行相談契約の定義）

第9条 この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金（以下「相談料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行なうことを引き受けた契約をいいます。

(1) 旅行者が旅行の計画を作成するに必要な助言

(2) 旅行の計画の作成

(3) 旅行に必要な経費の見積り

(4) 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供

(5) その他旅行に必要な助言及び情報提供

（契約の成立）

第3条 本約款と当社と並び旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。

2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約の解消）

第4条 本約款に規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（当社の責任）

第5条 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

(1) 旅行者が旅行の書面に記載すべき事由により旅行代金を支払わないととき。

(2) 旅行相談契約を締結した場合にあって、旅行者の有するレジットカードが無効になる等、旅行者の旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなつたとき。

3 旅行者の旅行代金に係る取扱料金が既に支払われたときは、その特約が優先します。

（渡航手続代行契約の定義）

第6条 本約款に規定の手配旅行契約と同様に、当社が渡航手続代行契約の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ることを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行なうことを引き受けた契約をいいます。

(1) 旅行者、旅券、再入国許可及び各種證明書の取得に関する手続

(2) 出入国手続書類の作成

(3) その他前各号に開示する業務

（契約の成立）

第7条 本約款に規定の手配旅行契約と同様に、